



保医発第0630002号

平成20年6月30日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)の一部を下記のとおり改正し、平成20年7月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D015中(7)から(11)までを(8)から(12)までとし、(6)の次に次のように加える。

(7) ヒトTARC定量

ア ヒトTARC定量は、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「18」のアトピー鑑別試験に準じて算定する。

イ ヒトTARC定量は、血清中のヒトTARC量を測定する場合に月1回に限り算定できる。

